

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年9月20日
【計算期間】	第12期（自 2018年12月26日 至 2019年6月24日）
【ファンド名】	東京海上・米国新興成長株式ファンド
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	03-3212-8421
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

基本的性格

当ファンドは、追加型投信／海外／株式に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合
追加型投信		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	(あり)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	日々 その他 ()	エマージング		なし
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (株式(中小型株)))				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

	社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信	目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
	資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより3,000億円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

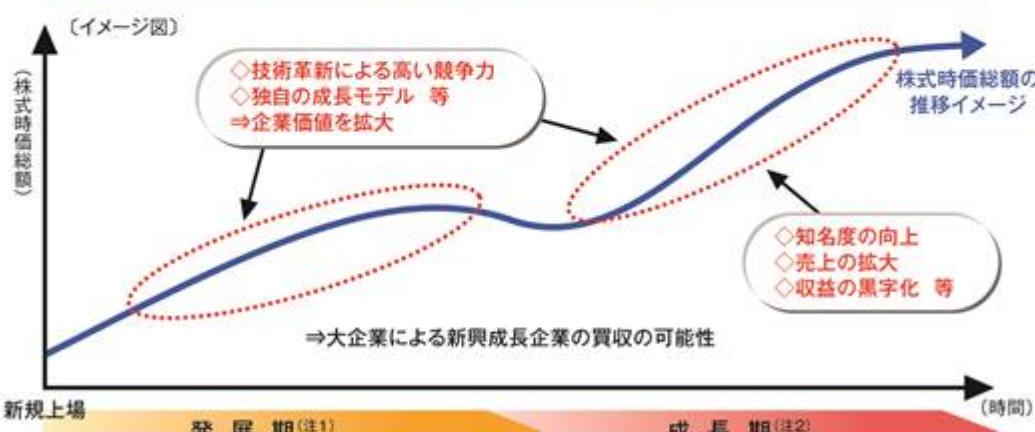
ファンドの特色

1. 米国の取引所に上場されている中小型株式(DR(預託証書)^{※1}を含みます。以下同じ。)のうち、新興成長株式^{※2}を実質的な主要投資対象とします。

※1 「DR(預託証書)」とは、ある国の企業が自国以外の国で株式を流通させる場合に、株式そのものは銀行等に預託して、その代替として発行し、上場させる証書です。主に米ドル建てで発行されています。

※2 当ファンドでは、中小型株式のうち売上高や収益の拡大等により成長が見込まれると考える企業（以下「新興成長企業」）の株式を「新興成長株式」といいます。

【ご参考】新興成長企業の上場後の成長と投資収益機会イメージ



(注1): 発展期とは、技術革新による高い競争力や独自の成長モデル等の強みを背景に企業価値の拡大が見込まれる期間です。

(注2): 成长期とは、発展期の特徴に知名度の向上や売上の拡大等が加わり、さらなる企業価値の拡大が見込まれる期間です。

上記はイメージ図であり、全ての「新興成長企業」が同様の成長をすることを示すものではありません。
また、当ファンドの投資成果等を示唆・保証するものではありません。

2. 運用会社の異なる2種類の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

●当ファンドは、「東京海上・米国新興成長株式マザーファンド（以下「米国新興成長株式マザーファンド」ということがあります。）」および「LM・US新成長株式ファンド（適格機関投資家専用）（以下「LM・US新成長株式ファンド」ということがあります。）」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ*です。

*ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券を投資対象とするファンドです。

●「米国新興成長株式マザーファンド」の実質的な米国株式の運用は、ピクトリー・キャピタル・マネジメント・インク（以下「ピクトリー・キャピタル」ということがあります。）の運用チームであるアールエス・インベストメンツ（以下「RSインベストメンツ」ということがあります。）が行います。

●「LM・US新成長株式ファンド」の実質的な米国株式の運用は、レッグ・メイソン・インク傘下の運用会社であるクリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー（以下「クリアブリッジ・インベストメンツ」ということがあります。）が行います。

●「米国新興成長株式マザーファンド」と「LM・US新成長株式ファンド」の各投資割合は、当ファンドの純資産総額に対して、50%程度とすることを原則とします。

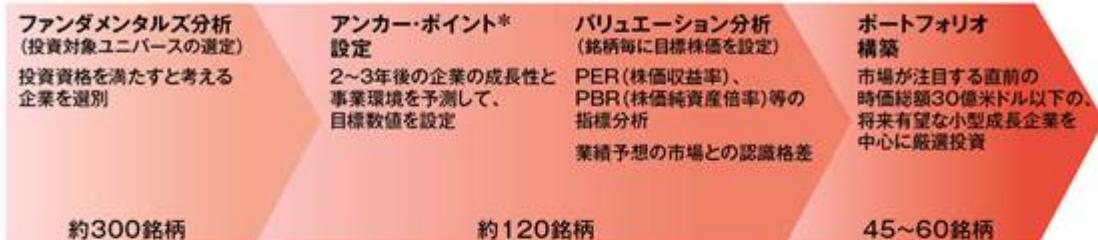
東京海上・米国新興成長株式マザーファンドの運用

RSインベストメンツ

(アールエス・インベストメンツ) 運用拠点:サンフランシスコ

複数の専門店型運用チームを擁する運用会社ピクトリー・キャピタル・マネジメント・インクの一部門であり、米国中小型成長株式を得意とする運用チーム

★ 運用プロセス



*「アンカー・ポイント」

その企業が成長していくプロセスで、中期的に到達できると予想される目標を指します。投資後も企業がこのアンカー・ポイントに向かって成長しているかどうかが投資判断の重要な要素となります。

※銘柄数は2019年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

LM・US新成長株式ファンド(適格機関投資家専用)の運用

クリアブリッジ・インベストメンツ

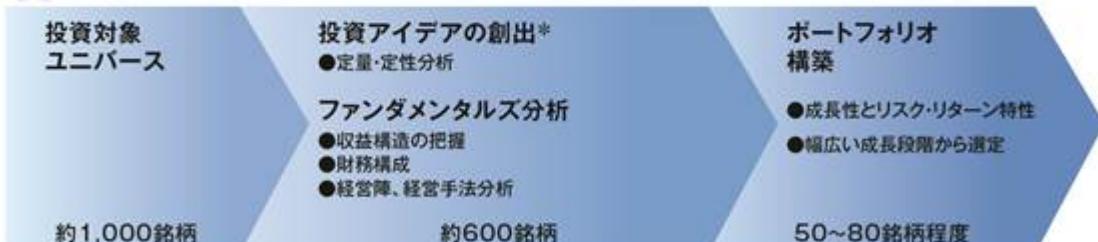
(クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー) 本社:ニューヨーク

世界有数の資産運用会社レッグ・メイソン・インク傘下の米国株式運用会社

<ご参考:レッグ・メイソン・インクについて>

- 米国メリーランド州ボルティモアに本部を置く、ニューヨーク証券取引所上場のグローバル資産運用会社
- 100年以上の歴史を有し、世界の中央銀行や国際機関、年金基金等多岐にわたる顧客の様々なニーズに対し、最適な投資戦略を提供

★ 運用プロセス



*「投資アイデアの創出」

定量・定性分析にあたっては、企業の競争優位性や資本利益率、業績成長性等に着目します。

※銘柄数は2019年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. 為替ヘッジを行いません。

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

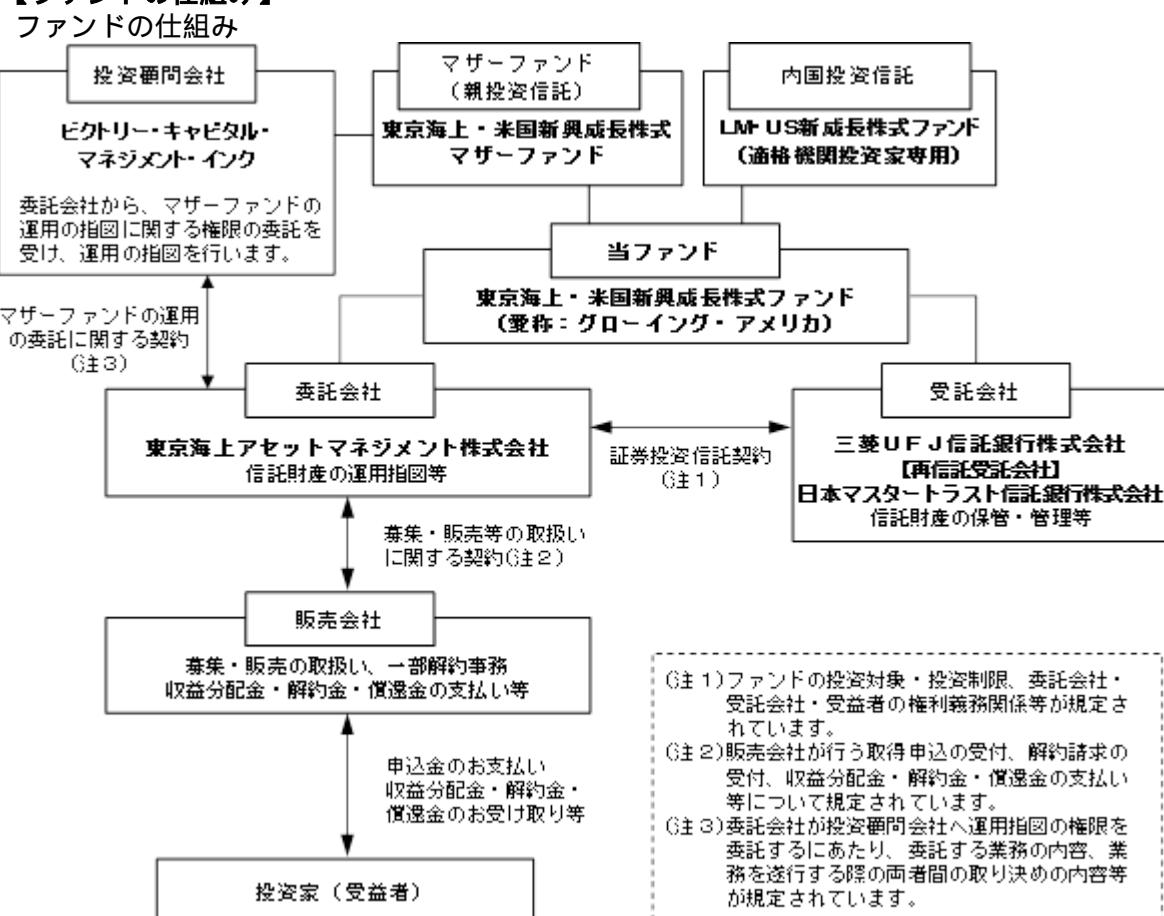
株式	株式への直接投資は行いません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
投資信託証券	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(2) 【ファンドの沿革】

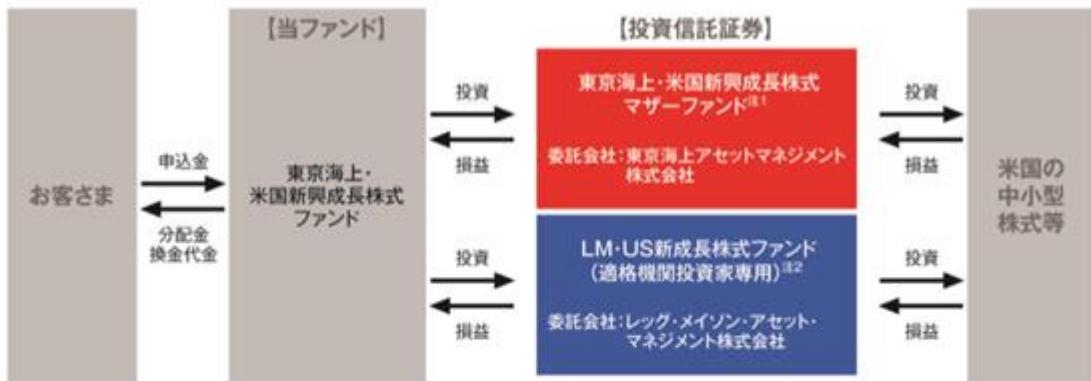
2013年9月3日 ファンドの設定、運用開始

2017年9月23日 信託期間終了日を2018年12月21日から2021年12月22日に変更

(3) 【ファンドの仕組み】



<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>



注1 「米国新興成長株式マザーファンド」において、東京海上アセットマネジメント株式会社は米国株式の運用の指図に関する権限をピクトリー・キャピタルに委託します。

注2 「LM-US新成長株式ファンド」はファミリーファンド方式により運用を行います。ファミリーファンド方式とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド(親投資信託)に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。なお、「LM-US新成長株式ファンド」の主要投資対象である「LM-US新成長株式マザーファンド」において、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社は米国株式の運用の指図に関する権限をクリアブリッジ・インベストメンツに委託します。

*「米国新興成長株式マザーファンド」および「LM-US新成長株式ファンド」の概要については、後記の「投資信託証券の概要」をご覧ください。

委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円 (2019年6月末日現在)
- ・会社の沿革

1985年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立

1987年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

1991年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

1998年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

2007年9月 金融商品取引業者として登録

2014年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

2016年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

- ・大株主の状況 (2019年6月末日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

1. 基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

主に有価証券に投資する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として以下の投資信託証券への投資を通じて、米国の取引所に上場されている中小型の企業の株式（DR（預託証書））を含みます。以下同じ。）に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。

親投資信託「東京海上・米国新興成長株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）」

内国投資信託「LM・US新成長株式ファンド（適格機関投資家専用）」

ピクトリー・キャピタル・マネジメント・インクにマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

運用にあたっては、上記の各投資信託証券の投資割合が、当ファンドの信託財産の純資産総額に対して50%程度とすることを原則とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(2) 【投資対象】

1 . 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）

有価証券

金銭債権（に掲げるものに該当するものを除きます。）

約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

2 . 委託会社は、信託金を、主として次の(1)および(2)に掲げる投資信託証券ならびに(3)から(6)に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1) 親投資信託「東京海上・米国新興成長株式マザーファンド」

(2) 内国投資信託「LM・US新成長株式ファンド（適格機関投資家専用）」

(3) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

(4) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(3)の証券の性質を有するもの

(5) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

(6) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記(5)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

3 . 委託会社は、信託金を、上記2 . に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(1) 預金

(2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(3) コール・ローン

(4) 手形割引市場において売買される手形

4 . 上記2 . の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3 . に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<参考情報> 投資信託証券の概要

東京海上・米国新興成長株式マザーファンド	
形態	親投資信託
運用方針	<p><基本方針></p> <p>主として米国の取引所に上場されている中小型の企業の株式（DR（預託証書）を含みます。以下同じ。）に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。</p> <p>運用にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより投資銘柄を厳選します。</p> <p>ピクトリー・キャピタル・マネジメント・インクに米国の株式の運用の指図に関する権限を委託します。</p> <p>株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p>
ベンチマーク	なし
主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

収益分配	無分配	
信託期間	2013年9月3日から無期限	
決算日	年1回 原則として毎年12月22日（休業日の場合は翌営業日）	
信託報酬等	信託報酬はかかりません。 有価証券の売買に際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。	
ファンドの 関係法人	委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
	受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
	運用の再委託先	ピクトリー・キャピタル・マネジメント・インク

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

LM・US新成長株式ファンド（適格機関投資家専用）		
形態	内国投資信託	
運用方針	<基本方針> 当ファンドは、主に「LM・US新成長株式マザーファンド」受益証券への投資を通じて、主に米国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている中小型の企業の株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。	
	<マザーファンドの投資態度> 主として、米国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている中小型の企業の株式に投資します。 個別企業のファンダメンタルズ分析に基づき、競争力、収益性、財務の安定性に優れ、成長余力が大きいと考えられる銘柄を選定します。 業種および銘柄の分散とポートフォリオの流動性に配慮してポートフォリオを構築します。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに、運用の指図に関する権限を委託します。	
ベンチマーク	なし	
主な 投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。	
収益分配	無分配	
信託期間	2013年9月4日から無期限	
決算日	年1回 原則として毎年5月25日（休業日の場合は翌営業日）	
信託報酬等	純資産総額に対し年率0.864% [*] （税抜0.8%） *消費税率が10%となった場合は、年率0.88%となります。 有価証券の売買に際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。	
ファンドの 関係法人	委託会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
	受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
	マザーファンドの 運用の再委託先	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー

資金動向や市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資信託証券の委託会社について

投資信託証券の委託会社の沿革は、以下の通りです。

東京海上アセットマネジメント株式会社

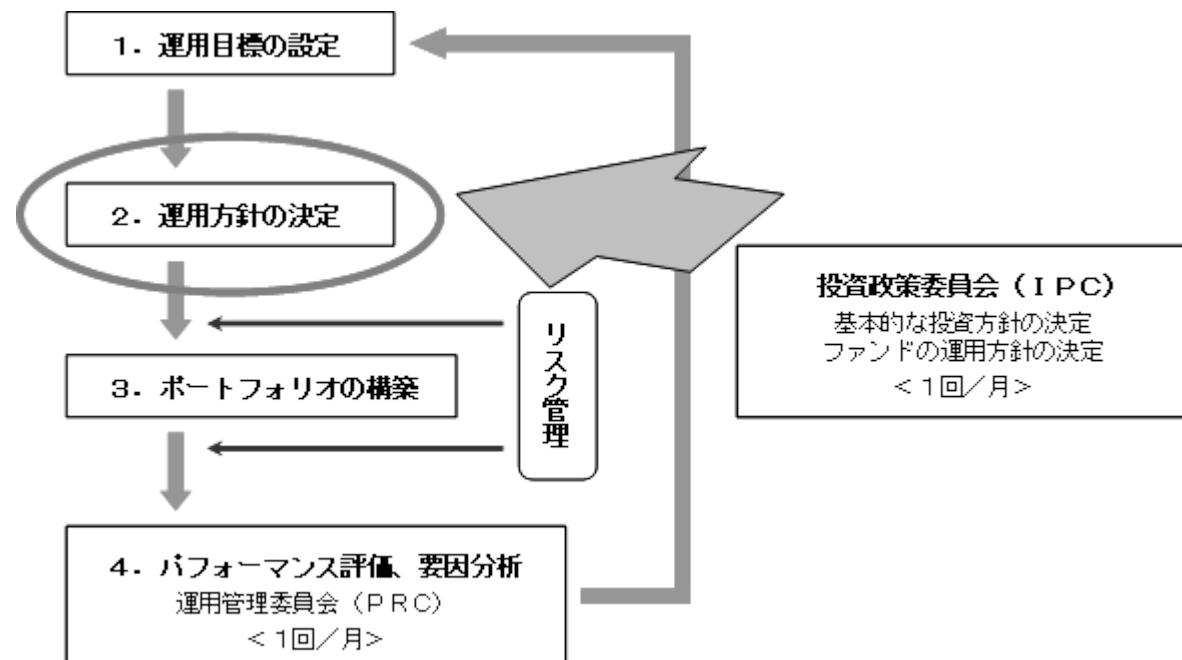
1985年	12月	東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
1987年	2月	投資顧問業者として登録
同年	6月	投資一任業務認可取得
1991年	4月	国内および海外年金の運用受託を開始
1998年	5月	東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
2007年	9月	金融商品取引業者として登録
2014年	4月	東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更
2016年	10月	東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

1998年	4月	ソロモン投信委託株式会社設立
同年	6月	証券投資信託委託会社免許取得
同年	11月	投資顧問業登録
1999年	6月	投資一任契約に係る業務の認可取得
同年	10月	スミス バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2001年	4月	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2006年	1月	「レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2007年	9月	金融商品取引業登録

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用は、投資方針に基づき投資信託証券への投資を通じて実質的に外国の株式等に投資します。当ファンドおよび当ファンドが組み入れるマザーファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。



当ファンドは運用戦略部（13名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理部（6名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3. 管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。なお、当ファンドが投資対象とするマザーファンドはピクトリー・キャピタルに運用の指図に関する権限を委託します。委託会社は、運用状況について隨時確認できる体制を構築しています。このほか委託会社においては、ピクトリー・キャピタルの運用、リスク管理、コンプライアンス、バックオフィスの各機能について定期的に確認を行っています。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2019年7月1日現在）

(4) 【分配方針】

年2回（原則として6月および12月の各22日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

a.配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

b.売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

（）諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

分配金は、毎計算期間終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、お支払いします。なお、「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

- a.株式への直接投資は行いません。
- b.外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- c.投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- d.同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

公社債の借入（約款第19条）

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b.上記a.の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d.上記a.の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第20条）

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（約款第21条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信用リスク集中回避のための投資制限（約款第21条の2）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金の借入（約款第27条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3 【投資リスク】

1. 投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券を組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

当ファンドは、主に投資信託証券への投資を通じて外国の株式など値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドでは、相対的に値動きの大きい中小型株式へ投資するため、大型株式へ投資する場合に比べて、基準価額がより大きく下落する場合があります。

為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他 の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

2. その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。

- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドは、主に投資信託証券への投資を通じて外国の株式を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた株式の値動きやそれらの株式の発行者の信用状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（申込代金の預り等を含みます。）について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われるるに、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

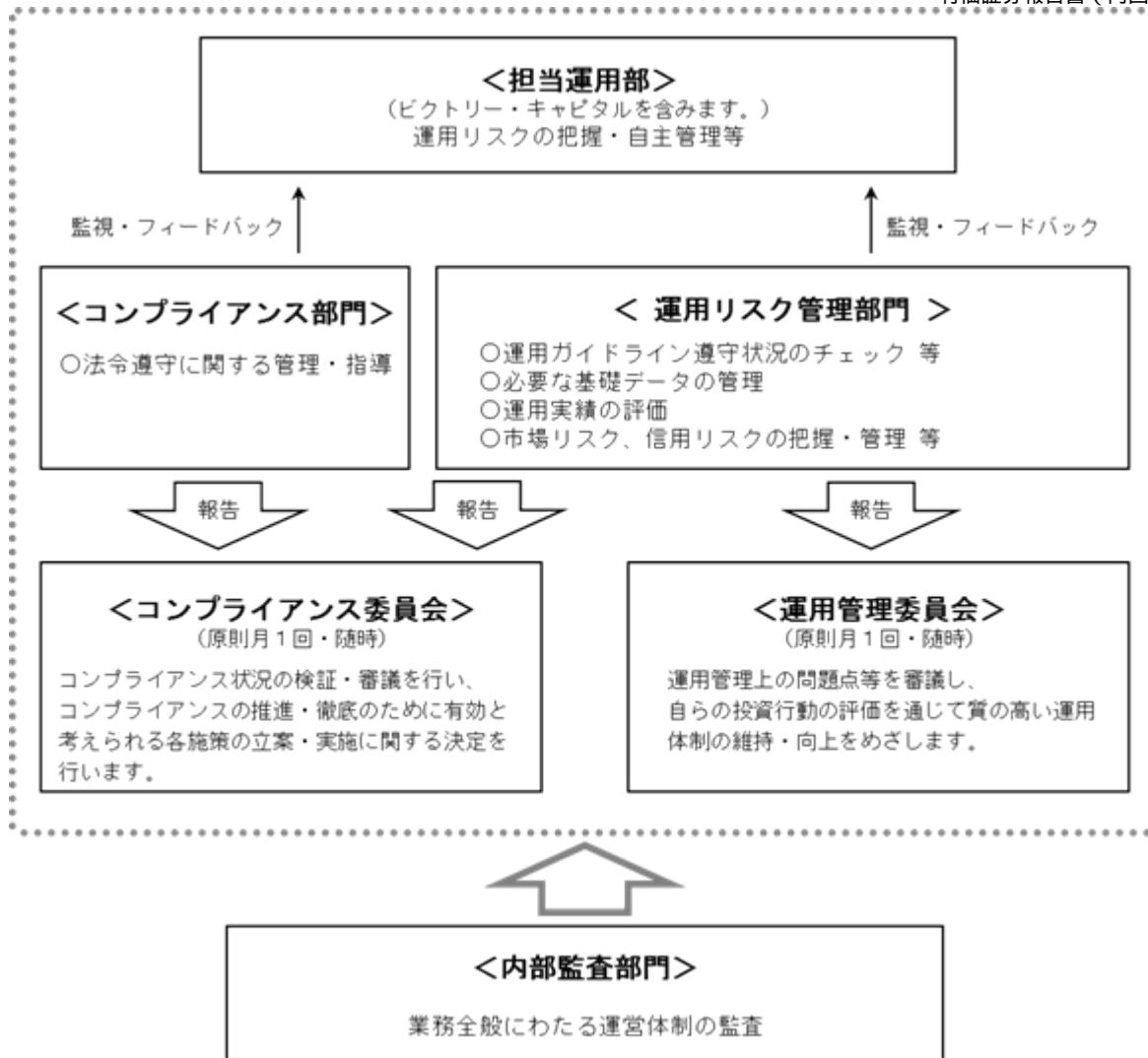
3. 管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に隨時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

<リスク管理体制>



参考情報

●ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



*過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

*分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

*ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*ファンドは2014年9月以降の年間騰落率を用いています。

●代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

日本株：TOPIX(東証株価指数)(配当込み)

TOPIXは東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指標値および商標は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指標値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。

先進国株：MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指標の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。同指標の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

日本国債：NOMURA-BPI(国債)

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券が公表する日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI(国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券に帰属します。

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他の一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしの指標を採用しています。

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに委託会社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に間連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

発行価格に3.24%^{*}（税抜3%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。

申込手数料は、商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、申込時にご負担いただくものです。

* 消費税率が10%となった場合は、3.3%となります。

分配金再投資コースの収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金時（解約時）の手数料はありません。

ただし、解約時の解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

(3) 【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率1.566%^{*}（税抜1.45%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

* 消費税率が10%となった場合は、年率1.595%となります。

の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分（税抜）については以下の通りとします。

委託会社 ^{*1} 年率0.83%	販売会社 ^{*2} 年率0.6%	受託会社 ^{*3} 年率0.02%

* 1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

* 2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

* 3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

（ ）当ファンドが投資する「米国新興成長株式マザーファンド」の運用の再委託先（ピクトリー・キャピタル）が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎計算期末または信託終了の時に支払うこととし、その報酬額は当該マザーファンドの純資産総額に対し、年率0.9%を乗じて得た額とします。（当ファンドは、当該マザーファンドを50%程度組入れます。）

当ファンドの信託報酬のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬は年率1.998%（税抜1.85%）程度^{*}となります。なお、投資対象とする投資信託証券の組入比率等により変動します。（本書作成日現在）

* 消費税率が10%となった場合は、年率2.035%（税抜1.85%）程度となります。

<参考情報>当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（本書作成日現在）

投資信託証券の名称	信託報酬率 (年率)
親投資信託 「東京海上・米国新興成長株式マザーファンド」	信託報酬はありません
内国投資信託 「LM・US新成長株式ファンド（適格機関投資家専用）」	0.864% [*] （税抜0.8%）（ ）

* 消費税率が10%となった場合は、年率0.88%となります。

（ ）当ファンドが投資する「LM・US新成長株式ファンド」を50%組入れるとした場合、実質的な信託報酬率は年率0.432%^{*}（税抜0.4%）となります。

* 消費税率が10%となった場合は、年率0.44%となります。

上記のほか、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の費用も別途かかります。なお、当ファンドが上記の各投資信託証券を取得するに際しては、申込手数料はかかりません。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.0108%^{*1}（税抜0.01%）を乗じて得た金額（ただし、年64.8万円^{*2}（税抜60万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

* 1 消費税率が10%となった場合は、年率0.011%となります。

* 2 消費税率が10%となった場合は、年66万円となります。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができます。

税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% および地方税5%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（1）は課税されません。

2037年12月31日までの間、復興特別所得税（所得税15% × 2.1%）が付加されます。

解約時および償還時の差益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した差額）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等（特定公社債および公募公社債投信を含みます。）の利子所得および配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに譲渡所得等との間で損益通算を行うことができます。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託や上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得等が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（2）超過額については、15.315%（所得税15% および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（1）は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

- (1) 「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
- (2) 「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

* 上記は、2019年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

5 【運用状況】

以下は2019年6月28日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,875,502,845	48.55
親投資信託受益証券	日本	1,939,830,832	50.22
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		47,026,905	1.21
合計(純資産総額)		3,862,360,582	100.00

(ご参考：親投資信託の投資状況)

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

東京海上・米国新興成長株式マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	1,767,178,837	91.09
	オランダ	40,103,226	2.06
	アイルランド	24,974,705	1.28
	小計	1,832,256,768	94.45
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		107,622,040	5.54
合計(純資産総額)		1,939,878,808	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	数量	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	東京海上・米国新興成長株式マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,034,962,830	1.8745	1,940,037,824	1.8743	1,939,830,832	50.22
2	L M・U S 新成長株式ファンド(適格機関投資家専用)	日本	投資信託受益証券	916,892,127	2.0495	1,879,170,414	2.0455	1,875,502,845	48.55

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	48.55
親投資信託受益証券	50.22
合 計	98.78

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(ご参考：親投資信託の投資資産)

投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

東京海上・米国新興成長株式マザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	EURONET WORLDWIDE INC	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	4,024	10,555.87	42,476,839	17,659.23	71,060,764	3.66
2	RINGCENTRAL INC-CLASS A	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	4,730	7,849.26	37,127,036	12,336.56	58,351,954	3.00
3	EXACT SCIENCES CORP	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	4,440	9,737.74	43,235,603	12,402.31	55,066,289	2.83
4	GW PHARMACEUTICALS -ADR	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	2,920	18,220.82	53,204,799	18,345.85	53,569,905	2.76
5	BLACK KNIGHT INC	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	8,124	4,788.03	38,897,970	6,496.50	52,777,592	2.72
6	VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	株式	2,670	8,886.20	23,726,174	17,301.37	46,194,665	2.38
7	STRATEGIC EDUCATION INC	アメリカ	消費者サービス	株式	2,320	12,016.42	27,878,115	19,448.54	45,120,635	2.32
8	COOPER COS INC/THE	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	株式	1,230	25,328.49	31,154,047	35,739.93	43,960,114	2.26
9	BRIGHT HORIZONS FAMILY SOLUTIONS INC	アメリカ	消費者サービス	株式	2,660	11,808.39	31,410,329	16,168.50	43,008,210	2.21
10	PAYCOM SOFTWARE INC	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	1,720	13,231.22	22,757,702	24,205.32	41,633,154	2.14
11	LIGAND PHARMACEUTICALS-CL B	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	3,334	13,500.69	45,011,325	12,292.37	40,982,766	2.11
12	INTERXION HOLDING NV	オランダ	ソフトウェア・サービス	株式	4,960	5,787.98	28,708,411	8,085.32	40,103,226	2.06
13	LIVE NATION	アメリカ	メディア・娯楽	株式	5,460	6,075.04	33,169,742	7,214.38	39,390,540	2.03
14	BOINGO WIRELESS INC	アメリカ	電気通信サービス	株式	20,070	2,156.87	43,288,539	1,950.99	39,156,549	2.01
15	FIRSTCASH INC	アメリカ	各種金融	株式	3,570	8,148.92	29,091,658	10,801.63	38,561,840	1.98
16	DOMINO'S PIZZA INC	アメリカ	消費者サービス	株式	1,280	25,981.70	33,256,578	29,959.15	38,347,715	1.97
17	VAIL RESORTS INC	アメリカ	消費者サービス	株式	1,500	21,762.80	32,644,201	23,897.04	35,845,564	1.84
18	HOTELMATES BRANDS INC	アメリカ	食品・飲料・タバコ	株式	22,680	1,406.65	31,903,037	1,533.85	34,787,756	1.79
19	HEICO CORP	アメリカ	資本財	株式	3,097	6,435.06	19,929,390	11,189.67	34,654,438	1.78
20	CLEAN HARBORS INC	アメリカ	商業・専門サービス	株式	4,520	5,390.57	24,365,412	7,544.22	34,099,883	1.75
21	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	アメリカ	半導体・半導体製造装置	株式	2,380	11,964.68	28,475,962	14,316.66	34,073,669	1.75
22	TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	アメリカ	資本財	株式	1,180	21,118.21	24,919,495	28,849.99	34,042,992	1.75
23	ACI WORLDWIDE INC	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	9,490	3,564.62	33,828,263	3,575.39	33,930,491	1.74

24	SITEONE LANDSCAPE SUPPLY INC	アメリカ	資本財	株式	4,480	6,183.75	27,703,234	7,428.88	33,281,412	1.71
25	BURLINGTON STORES INC	アメリカ	小売	株式	1,820	17,611.62	32,053,153	18,260.70	33,234,481	1.71
26	MASIMO CORP	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	株式	2,070	10,756.36	22,265,673	15,707.15	32,513,818	1.67
27	FAIR ISAAC CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	980	19,508.91	19,118,733	32,563.35	31,912,091	1.64
28	ASHLAND GLOBAL HOLDINGS INC	アメリカ	素材	株式	3,700	7,094.73	26,250,529	8,478.76	31,371,417	1.61
29	DOCSIGN INC	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	5,650	6,118.16	34,567,606	5,459.56	30,846,533	1.59
30	DEXCOM INC	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	株式	1,940	11,770.66	22,835,095	15,719.01	30,494,890	1.57

b. 投資有価証券の種類

東京海上・米国新興成長株式マザーファンド

種類	国内 / 国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	0.94
		素材	2.60
		資本財	9.66
		商業・専門サービス	1.75
		運輸	2.62
		耐久消費財・アパレル	0.76
		消費者サービス	9.75
		メディア・娯楽	4.36
		小売	1.71
		食品・飲料・タバコ	2.38
		ヘルスケア機器・サービス	11.55
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	10.43
		銀行	1.47
		各種金融	1.98
		ソフトウェア・サービス	23.07
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.53
合 計			94.45

投資不動産物件

東京海上・米国新興成長株式マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの概要

東京海上・米国新興成長株式マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】 【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(2013年12月24日)	45,859	48,837	1.0778	1.1478
第2計算期間末	(2014年 6月23日)	39,389	40,153	1.0304	1.0504
第3計算期間末	(2014年12月22日)	21,725	24,009	1.1414	1.2614
第4計算期間末	(2015年 6月22日)	13,544	14,964	1.1446	1.2646
第5計算期間末	(2015年12月22日)	9,175	9,266	1.0137	1.0237
第6計算期間末	(2016年 6月22日)	6,136	6,136	0.8693	0.8693
第7計算期間末	(2016年12月22日)	5,655	5,793	1.0254	1.0504
第8計算期間末	(2017年 6月22日)	4,886	4,958	1.0171	1.0321
第9計算期間末	(2017年12月22日)	4,682	4,940	1.0885	1.1485
第10計算期間末	(2018年 6月22日)	4,313	4,705	1.1015	1.2015
第11計算期間末	(2018年12月25日)	3,260	3,260	0.8688	0.8688
第12計算期間末	(2019年 6月24日)	3,866	4,084	1.0618	1.1218
	2018年 6月末日	4,199	-	1.0734	-
	7月末日	4,179	-	1.0874	-
	8月末日	4,504	-	1.1828	-
	9月末日	4,571	-	1.2016	-
	10月末日	3,952	-	1.0466	-
	11月末日	4,045	-	1.0718	-
	12月末日	3,480	-	0.9288	-
	2019年 1月末日	3,696	-	1.0053	-
	2月末日	3,988	-	1.0922	-
	3月末日	3,932	-	1.0841	-
	4月末日	4,158	-	1.1393	-
	5月末日	3,955	-	1.0752	-
	6月末日	3,862	-	1.0606	-

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	2013年 9月 3日 ~ 2013年12月24日	0.0700
第2計算期間	2013年12月25日 ~ 2014年 6月23日	0.0200
第3計算期間	2014年 6月24日 ~ 2014年12月22日	0.1200
第4計算期間	2014年12月23日 ~ 2015年 6月22日	0.1200
第5計算期間	2015年 6月23日 ~ 2015年12月22日	0.0100
第6計算期間	2015年12月23日 ~ 2016年 6月22日	0.0000
第7計算期間	2016年 6月23日 ~ 2016年12月22日	0.0250
第8計算期間	2016年12月23日 ~ 2017年 6月22日	0.0150
第9計算期間	2017年 6月23日 ~ 2017年12月22日	0.0600
第10計算期間	2017年12月23日 ~ 2018年 6月22日	0.1000
第11計算期間	2018年 6月23日 ~ 2018年12月25日	0.0000
第12計算期間	2018年12月26日 ~ 2019年 6月24日	0.0600

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%) (分配付)
第1計算期間	2013年 9月 3日～2013年12月24日	14.8
第2計算期間	2013年12月25日～2014年 6月23日	2.5
第3計算期間	2014年 6月24日～2014年12月22日	22.4
第4計算期間	2014年12月23日～2015年 6月22日	10.8
第5計算期間	2015年 6月23日～2015年12月22日	10.6
第6計算期間	2015年12月23日～2016年 6月22日	14.2
第7計算期間	2016年 6月23日～2016年12月22日	20.8
第8計算期間	2016年12月23日～2017年 6月22日	0.7
第9計算期間	2017年 6月23日～2017年12月22日	12.9
第10計算期間	2017年12月23日～2018年 6月22日	10.4
第11計算期間	2018年 6月23日～2018年12月25日	21.1
第12計算期間	2018年12月26日～2019年 6月24日	29.1

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1計算期間	2013年 9月 3日～2013年12月24日	43,625,414,333	1,074,763,703	42,550,650,630
第2計算期間	2013年12月25日～2014年 6月23日	6,990,246,970	11,315,123,954	38,225,773,646
第3計算期間	2014年 6月24日～2014年12月22日	701,327,184	19,892,929,585	19,034,171,245
第4計算期間	2014年12月23日～2015年 6月22日	2,280,962,162	9,481,833,052	11,833,300,355
第5計算期間	2015年 6月23日～2015年12月22日	427,897,970	3,210,016,863	9,051,181,462
第6計算期間	2015年12月23日～2016年 6月22日	126,296,533	2,119,006,131	7,058,471,864
第7計算期間	2016年 6月23日～2016年12月22日	9,267,947	1,552,451,564	5,515,288,247
第8計算期間	2016年12月23日～2017年 6月22日	115,819,590	826,972,926	4,804,134,911
第9計算期間	2017年 6月23日～2017年12月22日	35,246,131	537,335,745	4,302,045,297
第10計算期間	2017年12月23日～2018年 6月22日	28,480,344	413,929,883	3,916,595,758
第11計算期間	2018年 6月23日～2018年12月25日	153,972,227	318,112,011	3,752,455,974
第12計算期間	2018年12月26日～2019年 6月24日	220,100,118	331,444,499	3,641,111,593

<参考情報>

基準価額、パフォーマンス等の状況

● 基準価額・純資産総額の推移



● 基準価額・純資産総額

基 準 価 額	10,606円
純 資 産 総 額	3,862百万円

● 脱落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来
ファンド	+4.22	+3.36	+20.64	+4.39	+59.08	+79.45

*ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

● 分配の推移(1万口当たり、税引前)

第8期	2017年6月22日	150円
第9期	2017年12月22日	600円
第10期	2018年6月22日	1,000円
第11期	2018年12月25日	0円
第12期	2019年6月24日	600円
	設定来累計	6,000円

*分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。

*分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

● 資産構成

資産	比率(%)
東京海上・米国新興成長株式マザーファンド	50.2
LM-US新成長株式ファンド(適格機関投資家専用)	48.6
短期金融資産等	1.2
合計	100.0

*「東京海上・米国新興成長株式ファンド」における純資産総額に占める割合です。

*短期金融資産等は、組入投資信託証券以外のものです。

● 各投資信託証券の組入上位5銘柄

<東京海上・米国新興成長株式マザーファンド>

銘柄	業種	比率(%)
1 EURONET WORLDWIDE INC	情報技術	3.7
2 RINGCENTRAL INC-CLASS A	情報技術	3.0
3 EXACT SCIENCES CORP	ヘルスケア	2.8
4 GW PHARMACEUTICALS -ADR	ヘルスケア	2.8
5 BLACK KNIGHT INC	情報技術	2.7

*比率は、各投資信託証券の純資産総額に占める割合です。

*業種は、GICS(世界産業分類基準)セクター分類です。

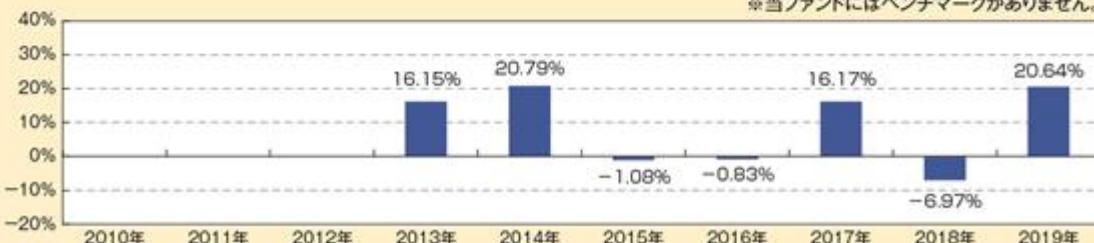
*「LM-US新成長株式ファンド(適格機関投資家専用)」は、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の情報を基に作成しています。

<LM-US新成長株式ファンド(適格機関投資家専用)>

銘柄	業種	比率(%)
1 SBA COMMUNICATIONS CORP	不動産	3.8
2 METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	ヘルスケア	3.2
3 ICON PLC	ヘルスケア	3.0
4 TREX COMPANY INC	資本財・サービス	3.0
5 COPART INC	資本財・サービス	2.9

年間收益率の推移

*当ファンドにはベンチマークがありません。



*ファンドの收益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しており、設定日以降を表示しています。

*設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。

*上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

*最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。

*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

a. 每営業日にお申込みを受け付けます。ただし、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、お申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

- b. 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

c. 販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。

d. 取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。

e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

委託会社のお問い合わせ先（委託会社サービスデスク）

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）

f. 申込手数料は、発行価格に3.24%^{*}（税抜3%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

*消費税率が10%となった場合は、3.3%となります。

g. 上記にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

i. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。

b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。

c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行なうことができます。ただし、解約請求日が以下の日のいずれかに該当する場合には、お申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日

- ・ニューヨークの銀行の休業日

d. 解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。

f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を差し引いた価額とします。

g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

h. 解約にかかる手数料はありません。

i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から、お支払いします。

j. 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。

k. 信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。

- I. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権 1 口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上 1 万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象資産の評価方法>

対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
投資信託証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

原則として、2013年9月3日から2021年12月22日まで（約8年4ヶ月）とします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年6月23日から12月22日までおよび12月23日から翌年6月22日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（ ）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（ ）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

- f. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- g. 上記f.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更」b.の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- i. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

委託会社と投資顧問会社との契約の期間は、当事者の別段の意思表示がない限り、原則として、マザーファンドの信託期間終了日までとします。

運用報告書

- a. 毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、知れている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
- b. 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（<https://www.tokiomarineam.co.jp/>）に掲載します。
- c. 上記b.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合は、交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<https://www.tokiomarineam.co.jp/>）に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

a. 収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c. 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

d. 買取請求権

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第12期計算期間（2018年12月26日から2019年6月24日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
【東京海上・米国新興成長株式ファンド】
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 [2018年12月25日現在]	第12期 [2019年 6月24日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	142,197,601	310,075,450
投資信託受益証券	1,595,987,847	1,879,170,414
親投資信託受益証券	1,565,446,868	1,940,037,824
流動資産合計	3,303,632,316	4,129,283,688
資産合計	3,303,632,316	4,129,283,688
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	218,466,695
未払解約金	9,647,973	13,925,545
未払受託者報酬	464,569	419,466
未払委託者報酬	33,216,583	29,991,672
未払利息	383	674
その他未払費用	232,192	209,643
流動負債合計	43,561,700	263,013,695
負債合計	43,561,700	263,013,695
純資産の部		
元本等		
元本	1 3,752,455,974	1 3,641,111,593
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 492,385,358	2 225,158,400
(分配準備積立金)	246,386,823	77,371,551
元本等合計	3,260,070,616	3,866,269,993
純資産合計	3,260,070,616	3,866,269,993
負債純資産合計	3,303,632,316	4,129,283,688

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第11期 自 2018年 6月23日 至 2018年12月25日	第12期 自 2018年12月26日 至 2019年 6月24日
営業収益		
受取利息	197	24
有価証券売買等損益	840,133,216	967,773,523
営業収益合計	<u>840,133,019</u>	<u>967,773,547</u>
営業費用		
支払利息	21,967	26,084
受託者報酬	464,569	419,466
委託者報酬	1 33,216,583	1 29,991,672
その他費用	232,192	209,643
営業費用合計	<u>33,935,311</u>	<u>30,646,865</u>
営業利益又は営業損失()	874,068,330	937,126,682
経常利益又は経常損失()	874,068,330	937,126,682
当期純利益又は当期純損失()	874,068,330	937,126,682
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	3,941,816	64,434,210
期首剰余金又は期首次損金()	397,395,943	492,385,358
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,927,145	63,317,981
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	42,022,275
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,927,145	21,295,706
剰余金減少額又は欠損金増加額	31,698,300	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	31,698,300	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	2 -	2 218,466,695
期末剰余金又は期末欠損金()	<u>492,385,358</u>	<u>225,158,400</u>

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第12期 自 2018年12月26日 至 2019年 6月24日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 2018年12月22日とその翌日とその翌々日及び2019年6月22日とその翌日が休日のため、前計算期間末日を2018年12月25日とし、当計算期間末日を2019年6月24日としております。このため、当計算期間は、181日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第11期 [2018年12月25日現在]	第12期 [2019年 6月24日現在]
1. 1 期首元本額	3,916,595,758円	3,752,455,974円
期中追加設定元本額	153,972,227円	220,100,118円
期中一部解約元本額	318,112,011円	331,444,499円
2. 1 計算期間末日における受益権の総数	3,752,455,974口	3,641,111,593口
3. 2 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は492,385,358円 あります。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期 自 2018年 6月23日 至 2018年12月25日	第12期 自 2018年12月26日 至 2019年 6月24日
1. 1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用 当ファンドが投資する親投資信託の純資産総額に対して年10,000分の90の率を乗じて得た金額	1. 1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用 同左
2. 2 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(145,450,447円)及び分配準備積立金(246,386,823円)より、分配対象額は391,837,270円(1万口当たり1,044.21円)であります、分配を行っておりません。	2. 2 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,386,422円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(67,088,373円)、投資信託約款に規定される収益調整金(155,129,789円)及び分配準備積立金(225,363,451円)より、分配対象額は450,968,035円(1万口当たり1,238.54円)であり、うち218,466,695円(1万口当たり600円)を分配金額としてあります。

(金融商品に関する注記)

I . 金融商品の状況に関する事項

区 分	第11期 自 2018年 6月23日 至 2018年12月25日	第12期 自 2018年12月26日 至 2019年 6月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第11期 [2018年12月25日現在]	第12期 [2019年 6月24日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左

	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としてあります。	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第11期（自 2018年6月23日 至 2018年12月25日）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	394,781,583
親投資信託受益証券	430,964,778
合計	825,746,361

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第12期（自 2018年12月26日 至 2019年6月24日）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	429,839,029
親投資信託受益証券	465,215,791
合計	895,054,820

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第11期 [2018年12月25日現在]	第12期 [2019年 6月24日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8688円 (8,688円)
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	L M・U S 新成長株式ファンド (適格機関投資家専用)	916,892,127	1,879,170,414	
投資信託受益証券 合計		916,892,127	1,879,170,414	
親投資信託 受益証券	東京海上・米国新興成長株式マザーファンド	1,034,962,830	1,940,037,824	
親投資信託受益証券 合計		1,034,962,830	1,940,037,824	
	合計	1,951,854,957	3,819,208,238	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(ご参考)

当ファンドは、「東京海上・米国新興成長株式マザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「東京海上・米国新興成長株式マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[2018年12月25日現在]	[2019年 6月24日現在]
区分	注記番号	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		35,761,944	48,477,917
コール・ローン		53,173,206	51,398,573
株式		1,476,736,991	1,845,792,202
未収入金		1,210,508	13,935,527
未収配当金		225,517	85,463
流動資産合計		1,567,108,166	1,959,689,682
資産合計		1,567,108,166	1,959,689,682
負債の部			
流動負債			
未払金		1,696,259	19,606,114
未払利息		143	111
流動負債合計		1,696,402	19,606,225
負債合計		1,696,402	19,606,225
純資産の部			
元本等			
元本	1	1,098,559,206	1,034,962,830
剰余金			
剰余金又は欠損金()		466,852,558	905,120,627

元本等合計		1,565,411,764	1,940,083,457
純資産合計		1,565,411,764	1,940,083,457
負債純資産合計		1,567,108,166	1,959,689,682

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2018年12月26日 至 2019年 6月24日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	[2018年12月25日現在]	[2019年 6月24日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,152,326,653円	1,098,559,206円
同期中における追加設定元本額	円	円
同期中における一部解約元本額	53,767,447円	63,596,376円
同期末における元本額	1,098,559,206円	1,034,962,830円
元本の内訳*		
東京海上・米国新興成長株式ファンド	1,098,559,206円	1,034,962,830円
計	1,098,559,206円	1,034,962,830円
2. 1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	1,098,559,206口	1,034,962,830口

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2018年 6月23日 至 2018年12月25日	自 2018年12月26日 至 2019年 6月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うとともに、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2018年12月25日現在]	[2019年 6月24日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券 同左

	(2) デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2018年6月23日 至 2018年12月25日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	229,217,746
合計	229,217,746

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2017年12月23日から2018年12月25日まで)を指しております。

(自 2018年12月26日 至 2019年6月24日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	365,165,715
合計	365,165,715

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2018年12月26日から2019年6月24日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(2018年12月25日現在)
該当事項はありません。

(2019年6月24日現在)
該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

[2018年12月25日現在]	[2019年 6月24日現在]
1口当たり純資産額 1,4250円	1口当たり純資産額 1,8745円
(1万口当たり純資産額 14,250円)	(1万口当たり純資産額 18,745円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
米ドル		米ドル	米ドル	
DIAMONDBACK ENERGY INC	1,585	109.79	174,017.15	
ASHLAND GLOBAL HOLDINGS INC	3,700	77.50	286,750.00	
BERRY GLOBAL GROUP INC	3,440	50.18	172,619.20	
ARMSTRONG WORLD INDUSTRIES	1,350	97.86	132,111.00	
HEICO CORP	3,097	99.94	309,514.18	
HEXCEL CORP	3,515	78.50	275,927.50	
IDEX CORP	750	167.54	125,655.00	
SITEONE LANDSCAPE SUPPLY INC	3,730	67.25	250,842.50	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	1,180	264.76	312,416.80	
TREX CO INC	3,650	68.63	250,499.50	
CLEAN HARBORS INC	4,680	69.81	326,710.80	
AZUL SA-ADR	6,900	34.32	236,808.00	
FORWARD AIR CORP	4,220	57.81	243,958.20	
PVH CORP	1,480	93.26	138,024.80	
BRIGHT HORIZONS FAMILY SOLUTIONS INC	2,660	148.24	394,318.40	
DOMINO'S PIZZA INC	1,280	280.33	358,822.40	
ELDORADO RESORTS INC	3,350	51.22	171,587.00	
SHAKE SHACK INC - CLASS A	3,580	66.75	238,965.00	
STRATEGIC EDUCATION INC	2,320	180.42	418,574.40	
VAIL RESORTS INC	1,500	230.54	345,810.00	
IAC/INTERACTIVECORP	1,020	219.19	223,573.80	
LIVE NATION	5,460	66.69	364,127.40	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	1,740	112.64	195,993.60	
BURLINGTON STORES INC	1,430	174.84	250,021.20	
HOSTESS BRANDS INC	22,680	13.89	315,025.20	
SIMPLY GOOD FOODS CO/THE	5,988	24.36	145,867.68	
COOPER COS INC/THE	1,230	328.87	404,510.10	
DEXCOM INC	1,940	150.80	292,552.00	

HEALTHEQUITY INC	2,570	67.24	172,806.80	
LHC GROUP INC	2,010	114.91	230,969.10	
MASIMO CORP	2,070	144.37	298,845.90	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	2,670	168.93	451,043.10	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES INC	2,057	122.04	251,036.28	
EXACT SCIENCES CORP	4,440	115.66	513,530.40	
GW PHARMACEUTICALS -ADR	2,920	173.63	506,999.60	
HORIZON THERAPEUTICS PLC	9,630	23.77	228,905.10	
LIGAND PHARMACEUTICALS-CL B	3,334	111.89	373,041.26	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	3,140	85.00	266,900.00	
LENDINGTREE INC	630	417.70	263,151.00	
FIRSTCASH INC	3,570	99.43	354,965.10	
ACI WORLDWIDE INC	9,490	32.98	312,980.20	
BLACK KNIGHT INC	8,124	60.93	494,995.32	
COUPA SOFTWARE INC	1,700	126.72	215,424.00	
DOCUSIGN INC	5,650	52.83	298,489.50	
EURONET WORLDWIDE INC	4,024	161.49	649,835.76	
FAIR ISAAC CORP	980	304.58	298,488.40	
GODADDY INC - CLASS A	4,030	72.14	290,724.20	
INTERXION HOLDING NV	4,550	75.81	344,935.50	
PAYCOM SOFTWARE INC	2,060	228.25	470,195.00	
RINGCENTRAL INC-CLASS A	4,730	114.69	542,483.70	
WEX INC	1,090	206.32	224,888.80	
YELP INC	2,640	32.82	86,644.80	
LITTELFUSE INC	1,230	176.83	217,500.90	
ROGERS CORP	640	165.50	105,920.00	
VIAVI SOLUTIONS INC	10,040	13.60	136,544.00	
BOINGO WIRELESS INC	20,070	19.72	395,780.40	
CREE INC	2,620	57.15	149,733.00	
MKS INSTRUMENTS INC	2,370	76.16	180,499.20	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	2,380	128.83	306,615.40	
SILICON LABORATORIES INC	1,990	96.72	192,472.80	
米ドル小計	228,904		17,182,947.33 (1,845,792,202)	
	銘柄数	60		
	比率	95.1%	100.0%	
合 計	株 228,904		円 1,845,792,202 (1,845,792,202)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2019年6月28日現在

種類	金額
資産総額	3,869,113,422 円
負債総額	6,752,840 円
純資産総額(-)	3,862,360,582 円
発行済数量	3,641,602,883 口
1単位当たり純資産額(/)	1.0606 円

(ご参考：親投資信託の現況)

東京海上・米国新興成長株式マザーファンド

2019年6月28日現在

種類	金額
資産総額	1,946,786,323 円
負債総額	6,907,515 円
純資産総額(-)	1,939,878,808 円
発行済数量	1,034,962,830 口
1単位当たり純資産額(/)	1.8743 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換
該当事項はありません。
2. 受益者に対する特典
特典はありません。
3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
4. 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5 . 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6 . 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7 . 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

8 . 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

2019年6月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部長を委員長とし運用管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2019年6月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	178	2,664,102
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	3	10,787
合計	181	2,674,889

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 . 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 . 当社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、第34期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 千円)

	第33期 (2018年 3月31日現在)	第34期 (2019年 3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	16,828,496	17,817,927
前払費用	150,894	208,412
未収委託者報酬	1,524,731	1,954,575
未収収益	2,530,730	1,951,601
未収入金	1,919	1,809
その他の流動資産	23,613	21,491
流動資産計	<hr/> 21,060,384	<hr/> 21,955,817
固定資産		
有形固定資産	* 1 547,215	* 1 509,917
建物	409,858	379,427
器具備品	136,834	130,490
リース資産	522	-
無形固定資産	34,467	53,138
電話加入権	3,795	3,795
ソフトウェア仮勘定	30,672	49,343
投資その他の資産	2,706,769	2,769,418
投資有価証券	43,545	43,201
関係会社株式	1,673,049	1,673,049
その他の関係会社有価証券	31,200	31,200
長期前払費用	10,541	28,546
敷金	450,632	450,632
その他長期差入保証金	10,865	10,030
繰延税金資産	486,934	532,758
固定資産計	<hr/> 3,288,452	<hr/> 3,332,475
資産合計	<hr/> 24,348,837	<hr/> 25,288,293
負債の部		
流動負債		
リース債務	548	-
未払金	2,563,951	2,534,676
未払手数料	634,789	872,217
その他未払金	1,929,162	1,662,458
未払費用	530,106	455,110
未払消費税等	262,100	73,427
未払法人税等	960,000	698,000
預り金	43,264	54,312
前受収益	3,156	3,353
賞与引当金	282,443	313,291
流動負債計	<hr/> 4,645,570	<hr/> 4,132,173
固定負債		
退職給付引当金	386,552	378,099
固定負債計	<hr/> 386,552	<hr/> 378,099
負債合計	<hr/> 5,032,123	<hr/> 4,510,272
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,314,136	20,775,924
資本剰余金	2,000,000	2,000,000
その他資本剰余金	400,000	400,000
利益剰余金	400,000	400,000
利益準備金	16,914,136	18,375,924
その他利益剰余金	500,000	500,000
特別償却準備金	16,414,136	17,875,924
	38	16

繰越利益剰余金	16,414,098	17,875,907
評価・換算差額等	2,577	2,096
その他有価証券評価差額金	2,577	2,096
純資産合計	19,316,713	20,778,021
負債・純資産合計	24,348,837	25,288,293

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	11,741,085	12,725,446
運用受託報酬	11,384,860	9,897,931
投資助言報酬	68,541	69,049
その他営業収益	215,481	328,576
営業収益計	23,409,968	23,021,003
営業費用		
支払手数料	5,463,460	5,892,133
広告宣伝費	176,289	212,070
調査費	6,331,477	5,956,517
調査費	2,359,989	3,009,203
委託調査費	3,971,487	2,947,314
委託計算費	110,708	119,436
営業雑経費	226,401	238,392
通信費	30,555	32,765
印刷費	160,440	167,851
協会費	21,276	20,903
諸会費	6,349	8,374
図書費	7,778	8,498
営業費用計	12,308,336	12,418,551
一般管理費		
給料	3,103,124	3,450,052
役員報酬	132,792	117,075
給料・手当	2,139,811	2,360,494
賞与	830,521	972,483
交際費	16,511	19,897
寄付金	3,384	131
旅費交通費	181,123	200,290
租税公課	142,241	139,043
不動産賃借料	375,691	377,671
役員退職慰労金	6,710	-
退職給付費用	114,711	113,433
賞与引当金繰入	282,443	313,291
固定資産減価償却費	76,622	106,175
法定福利費	499,149	567,366
福利厚生費	8,917	10,913
諸経費	437,854	480,371
一般管理費計	5,248,487	5,778,637
営業利益	5,853,144	4,823,815
営業外収益		
受取利息	472	421
受取配当金	* 1 107,891	* 1 5,041
匿名組合投資利益	* 1 50,146	* 1 59,798
雑益	11,209	16,161
営業外収益計	169,720	81,422
営業外費用		
為替差損	19,974	33,574
雑損	2,653	2,395

営業外費用計		22,628	35,970
経常利益		6,000,236	4,869,267
特別損失			
器具備品除却損		257	0
特別損失計		257	0
税引前当期純利益		5,999,979	4,869,267
法人税、住民税及び事業税		1,806,783	1,551,497
法人税等調整額		19,919	45,612
法人税等合計		1,786,863	1,505,884
当期純利益		4,213,116	3,363,382

(3) 【株主資本等変動計算書】

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金			
	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金		特別償却 準備金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	79	13,984,954
当期変動額						
剩余金の配当						1,784,014
特別償却準備金の取崩					41	41
当期純利益						4,213,116
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	41	2,429,143
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	38	16,414,098

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	14,485,034	16,885,034	2,011	2,011	16,887,045	
当期変動額						
剩余金の配当	1,784,014	1,784,014			1,784,014	
特別償却準備金の取崩	-	-			-	
当期純利益	4,213,116	4,213,116			4,213,116	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			565	565	565	
当期変動額合計	2,429,102	2,429,102	565	565	2,429,667	
当期末残高	16,914,136	19,314,136	2,577	2,577	19,316,713	

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金			
	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金		
				特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	38	16,414,098
当期変動額						
剰余金の配当						1,901,595
特別償却準備金の取崩					21	21
当期純利益						3,363,382
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	21	1,461,809
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	16	17,875,907

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	16,914,136	19,314,136	2,577	2,577	19,316,713	
当期変動額						
剰余金の配当	1,901,595	1,901,595			1,901,595	
特別償却準備金の取崩	-	-			-	
当期純利益	3,363,382	3,363,382			3,363,382	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			480	480	480	
当期変動額合計	1,461,787	1,461,787	480	480	1,461,307	
当期末残高	18,375,924	20,775,924	2,096	2,096	20,778,021	

注記事項

重要な会計方針

第34期
自 2018年4月1日
至 2019年3月31日

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 . 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4 . 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

第34期
自 2018年4月1日
至 2019年3月31日

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定期

2022年3月期の期首より適用予定期であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

第34期
自 2018年4月1日
至 2019年3月31日

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」291,045千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」486,934千円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

第33期 2018年3月31日現在	第34期 2019年3月31日現在
* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 51,080千円	建物 81,793千円
器具備品 424,930千円	器具備品 498,485千円
リース資産 3,395千円	リース資産 3,918千円

(損益計算書関係)

第33期 自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	第34期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。	* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。
関係会社からの受取配当金 104,224千円	関係会社からの受取配当金 4,800千円
関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配 50,146千円	関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配 59,798千円

(株主資本等変動計算書関係)

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	2017年4月1日 現在	増加	減少	2018年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2017年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	1,784,014千円
(ロ) 1株当たり配当額	46,580円
(ハ) 基準日	2017年3月31日
(二) 効力発生日	2017年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	1,901,595千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	49,650円
(二) 基準日	2018年3月31日
(ホ) 効力発生日	2018年6月29日

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	2018年4月1日 現在	増加	減少	2019年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2018年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	1,901,595千円
(ロ) 1株当たり配当額	49,650円
(ハ) 基準日	2018年3月31日
(二) 効力発生日	2018年6月29日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2019年6月28日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	2,017,644千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	52,680円
(二) 基準日	2019年3月31日
(ホ) 効力発生日	2019年6月28日

（リース取引関係）

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

2. リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針」の「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しておりましたが、当事業年度においてリース契約が満了しております。

2. リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針」の「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第33期 自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	第34期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
-------------------------------------	-------------------------------------

(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。	(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左
(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 同左 市場リスク 同左 流動性リスク 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第33期（2018年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	16,828,496	16,828,496	-
(2)未収委託者報酬	1,524,731	1,524,731	-
(3)未収収益	2,530,730	2,530,730	-
(4)未収入金	1,919	1,919	-
(5)投資有価証券 その他有価証券	43,545	43,545	-
(6)預り金	(43,264)	(43,264)	-
(7)未払金	(2,563,951)	(2,563,951)	-
(8)未払費用	(530,106)	(530,106)	-
(9)未払消費税等	(262,100)	(262,100)	-
(10)未払法人税等	(960,000)	(960,000)	-

(*)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

第34期（2019年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	17,817,927	17,817,927	-
(2)未収委託者報酬	1,954,575	1,954,575	-
(3)未収収益	1,951,601	1,951,601	-
(4)未収入金	1,809	1,809	-
(5)投資有価証券 その他有価証券	43,201	43,201	-
(6)預り金	(54,312)	(54,312)	-
(7)未払金	(2,534,676)	(2,534,676)	-
(8)未払費用	(455,110)	(455,110)	-
(9)未払消費税等	(73,427)	(73,427)	-
(10)未払法人税等	(698,000)	(698,000)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第33期 2018年3月31日現在	第34期 2019年3月31日現在
(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払消費税等及び(10) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 (5) 投資有価証券 時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払消費税等及び(10) 未払法人税等 同左 (5) 投資有価証券 同左

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

第33期 2018年3月31日現在	第34期 2019年3月31日現在
以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。	以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。
(単位：千円)	(単位：千円)
	貸借対照表計上額
子会社株式	1,640,302
関連会社株式	32,747
その他の関係会社	31,200
有価証券	
敷金	450,632
その他長期差入保証金	10,865

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第33期 2018年3月31日現在	第34期 2019年3月31日現在
該当事項はありません。	同左

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額 第33期(2018年3月31日現在)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	16,827,976	-	-	-
未収委託者報酬	1,524,731	-	-	-
未収収益	2,530,730	-	-	-
未収入金	1,919	-	-	-
投資有価証券	-	19,743	5,000	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
合計	20,885,358	19,743	5,000	-

第34期(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	17,817,465	-	-	-
未収委託者報酬	1,954,575	-	-	-
未収収益	1,951,601	-	-	-
未収入金	1,809	-	-	-
投資有価証券	-	13,426	5,810	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
合計	21,733,759	13,426	5,810	-

(有価証券関係)

第33期 2018年3月31日現在	第34期 2019年3月31日現在
1．子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 31,200千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。	1．子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 31,200千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。
2．その他有価証券 (単位：千円)	2．その他有価証券 (単位：千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの の 証券投資 信託	27,151	21,652	5,498	貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの の 証券投資 信託	27,344	22,052	5,292
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないも の の 証券投資 信託	16,394	18,178	1,783	貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないも の の 証券投資 信託	15,856	18,126	2,269
合計	43,545	39,831	3,714	合計	43,201	40,179	3,022

3.当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

3.当事業年度中に売却したその他有価証券
同左

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	第34期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
退職給付引当金の期首残高	393,213千円	386,552千円
退職給付費用	46,223千円	38,082千円
退職給付の支払額	43,667千円	37,318千円
確定拠出年金制度への移管額	9,217千円	9,217千円
退職給付引当金の期末残高	386,552千円	378,099千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第33期 2018年3月31日現在	第34期 2019年3月31日現在
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	386,552千円	378,099千円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	386,552千円	378,099千円
	-	-
退職給付引当金	386,552千円	378,099千円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	386,552千円	378,099千円

(3) 退職給付費用

	第33期 自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	第34期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	37,006千円	28,865千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）54,764千円、第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）62,736千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金	118,362千円	115,773千円
未払金	4,251千円	3,921千円
賞与引当金	86,484千円	95,929千円
未払法定福利費	10,538千円	10,904千円
未払事業所税	3,288千円	3,587千円
未払事業税	50,364千円	40,339千円
未払調査費	44,622千円	83,845千円
減価償却超過額	78,443千円	98,061千円
繰延資産超過額	237千円	1,733千円
未払確定拠出年金	1,519千円	1,664千円
未収実績連動報酬	-	3,881千円

過大確定拠出年金掛金	-	19千円
未払費用	89,977千円	74,029千円
繰延税金資産小計	488,088千円	533,691千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	488,088千円	533,691千円
繰延税金負債		
特別償却準備金	16千円	7千円
その他有価証券評価差額金	1,137千円	925千円
繰延税金負債合計	1,154千円	932千円
繰延税金資産の純額	486,934千円	532,758千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

(セグメント情報等)

第33期 自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	第34期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
<p>[セグメント情報]</p> <p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。</p> <p>当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p>	<p>[セグメント情報]</p> <p>同左</p>

<p>[関連情報]</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報 単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型） (2) 委託者報酬 2,915,606千円 (3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した单一セグメント</p>	<p>[関連情報]</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報 同左</p> <p>2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 同左 (2) 有形固定資産 同左</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型） (2) 委託者報酬 3,641,416千円 (3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した单一セグメント</p>
--	---

(関連当事者情報)

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要な取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 をもつ 会社	東京海上日動火災 保険株式会社	東京都 千代田区	101,994,694 千円	損害保険業	なし	運用の 一任	運用受 託報酬 の受取	1,518,481	未収収益	386,279
						役員の 兼任				
同一の 親会社 をもつ 会社	Delphi Capital Management, Inc.	米国・ ニューヨーク	USD 1千	資産運用業	なし	運用の 再委託	委託 調査費 の支払	936,716	未払金	288,919

（注）* 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

重要な取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

（1株当たり情報）

第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
1株当たり純資産額	504,352円83銭
1株当たり当期純利益金額	110,003円02銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	19,316,713千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	19,316,713千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	4,213,116千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益金額	4,213,116千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1株当たり純資産額	542,507円07銭
1株当たり当期純利益金額	87,816円78銭

なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

貸借対照表の純資産の部の合計額	20,778,021千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	20,778,021千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株

1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益金額	3,363,382千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益金額	3,363,382千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・資本金の額 324,279百万円(2019年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円(2019年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額()	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

() 2019年3月末日現在。

(3) 投資顧問会社

- ・名称 ピクトリー・キャピタル・マネジメント・インク
- ・資本金の額 非公開
- ・事業の内容 投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

投資顧問会社は、委託会社からマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。

3【資本関係】

資本関係はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、当ファンドに係る以下の書類を関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	2019年3月22日
有価証券報告書	2019年3月22日

独立監査人の監査報告書

2019年6月3日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月7日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上・米国新興成長株式ファンドの2018年12月26日から2019年6月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・米国新興成長株式ファンドの2019年6月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。